

枚方市空家等対策協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののほか、枚方市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第4条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議
 - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 協議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
 - 3 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第5条 部会に属すべき委員は、会長が指名する

- 2 第2条から第4条の規定は、部会について準用する。
- 3 枚方市空家等対策協議会条例（平成27年枚方市条例第36号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、部会の決議をもって協議会の決議とする場合は、部会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市長を代理する者)

第6条 市長が不在の場合は、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。

(1) 都市整備部担当副市長

(2) 都市整備部長

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、枚方市役所都市整備部住宅まちづくり課に置く。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成27年11月27日から施行する。

この規約は、平成28年11月24日から施行する。

この規約は、令和2年10月26日から施行する。